

代表者 殿

中小企業庁長官

### 親事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）を運用しています。

このたび、親事業者から提出された下請事業者名簿に基づき、平成 30 年度調査として貴社に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします。（本調査で「親事業者」とは、下請代金法上の親事業者に該当する事業者を指し、貴社との資本関係の有無などに関係ありません。詳細は 3 ページを御参照ください。）

なお、本年 7 月に平成 29 年度追加調査として親事業者との取引に関する調査を送付させていただいた事業者においては、「親事業者との取引に関する調査」が本年度再度の送付となることについてご容赦いただきますとともに本趣旨をご理解いただき御協力をお願いいたします。

貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の親事業者に知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、中小企業庁の調査の目的以外に使用しません（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させて頂く場合があります。）。

この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

#### 記

- 1 提出物 同封の「回答用紙」（以下「回答用紙」といいます。）
- 2 調査対象期間 平成 29 年 12 月から平成 30 年 11 月までの取引
- 3 提出期限 平成 30 年 12 月 14 日（金）
- 4 提出方法 同封の返信用封筒を御利用ください。
- 5 留意事項
  - (1) 今回の調査対象の親事業者は、回答用紙の中ほどの点線枠内に記載してあります。
  - (2) 調査対象の親事業者と調査対象期間中に下請取引を行っていない、又は下請代金法上の問題がない場合は、回答は不要です。その場合、調査書類は廃棄していただいても問題ありません。
  - (3) 調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金法に違反していると思われる行為がある場合、本冊子の 12 ページにある記載例を参考にして、回答用紙裏面の自由記載欄に記載し提出してください。

#### 6 問い合わせ先

下請取引調査事務局 電話 03-5324-1070

受付時間 土日祝日を除く 9:00~18:00

今回の調査について中小企業庁ホームページに掲載しております。

【トップページ】→【新着情報（過去の新着情報）】→【親事業者との取引に関する調査を実施します】  
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/181130ShitaukeSearch.htm>)